

第4章 景観形成の目標・方針（法第8条第3項関連）

景観特性及び景観形成の課題を踏まえ、「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」（法第8条第3項）等について、次のとおり定めます。

1 景観形成の目標

**「季節とまちの息吹を感じる景観づくり」
～住んでよし、働いてよし、訪れてよしのまちを目指して～**

本市は、交通利便性が高い立地をいかして、活発な産業と快適で豊かな住宅地が共存し、将来にわたって活力を持続できる可能性の高い都市として発展を続けてきました。

そのような中、平成22年3月施行の戸田市景観計画に基づき、三軒協定の認定や景観づくり推進地区の指定などの取組を進め、地域特性に応じて、住宅地では潤いとやすらぎ、駅前や商業地ではにぎわい、工業地では活力が感じられるまち並みが形成されてきております。

また、荒川、戸田ポートコース及び彩湖・道満グリーンパーク等の水辺や緑豊かなオープンスペース等では、四季折々の風景が楽しめるとともに、多様な利活用がなされ、活気が生まれてきております。

これらの「地域の人々が暮らし、働く、身近な景観」と「訪れる人々の心に残る景観」は、市民共通の資産として、長い時間をかけて創り、守り、育まれてきたものです。

今後は、これまでの景観形成の目標である「四季を彩るおしゃれな風景づくり～花と森と庭園のまちをめざして～」を継承しながら、本計画施行から現在に至るまでの間に進んだまち並みの変化等に対応した上で、市民・事業者・市の3者が協力して、さらなる景観の質的向上を図っていく必要があります。

そこで、これまでの目標を踏まえ、本計画の改定を機に新たな目標を設定し、この地で暮らし、働く人々が愛着と誇りを持ち、訪れる人々が魅力を感じるまちを目指して、四季がもたらす彩りを「季節の息吹」、人々の活動が生み出す活気を「まちの息吹」として感じる事ができる景観づくりを進め、次世代に引き継いでいくことを目指します。

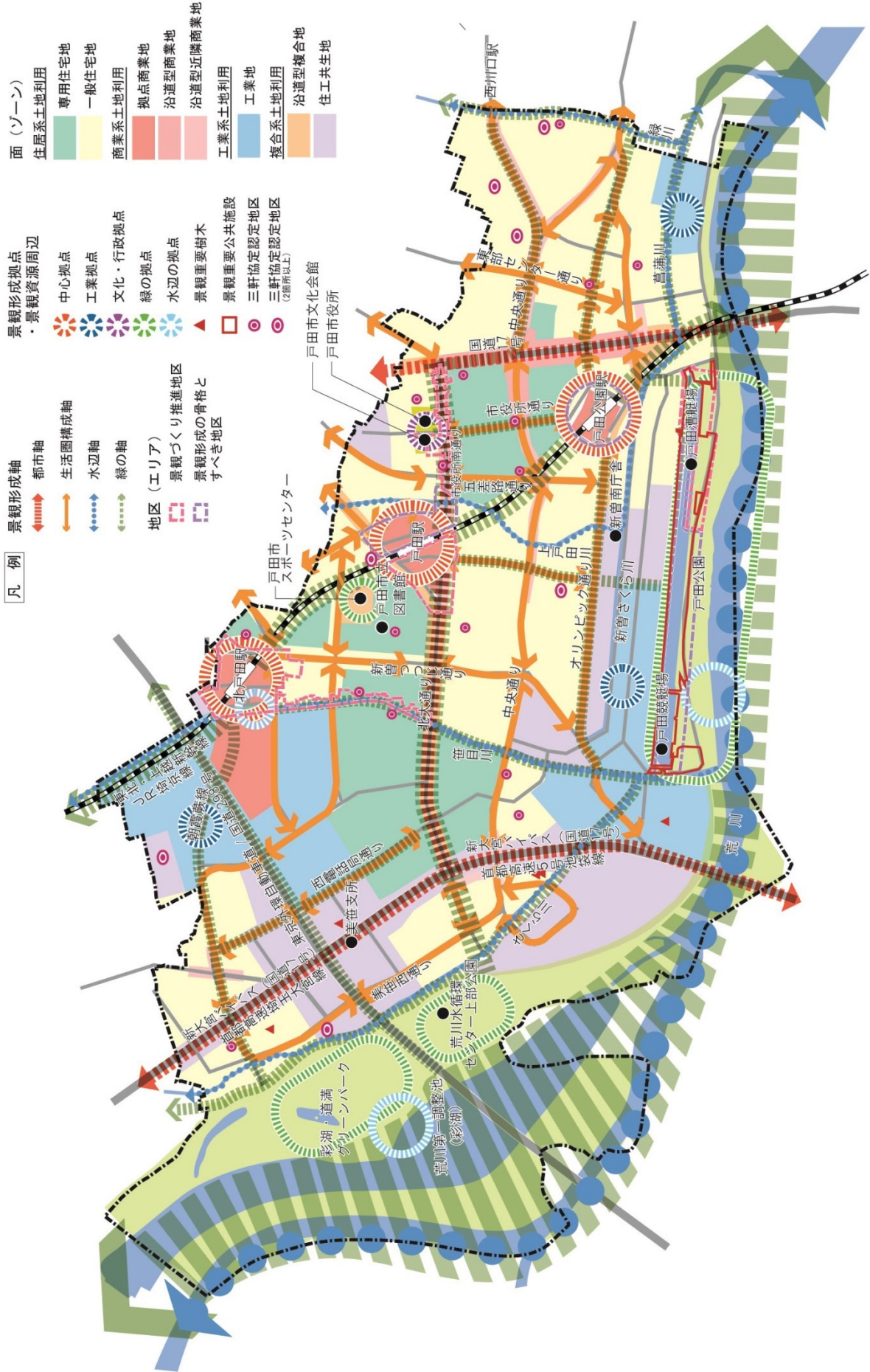
2 景観形成の骨格

本市の都市構造を明確にし、魅力的な景観を創出するため、都市マスタープランに定める将来の都市構造を踏まえ、本市の景観形成の基本的な構造として次のとおり景観形成の骨格を位置づけます。

景観形成の骨格の区分、名称、対象となる要素や資源

区分	景観形成の骨格の名称	対象となる要素や資源
軸	景観形成軸	<ul style="list-style-type: none"> ・河川 ・環境空間や並木道 ・幹線道路 ・商店街や歩行者空間
拠点	景観形成拠点 ・景観資源周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道3駅 ・公共建築物や公園 ・三軒協定認定地区 ・景観重要樹木 ・景観重要公共施設 ・地域の歴史や文化を伝える要素をはじめ、オープンスペースなど、地域の景観資源周辺
地区 (エリア)	景観づくり推進地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくり推進地区 ・景観形成の骨格とすべき景観特性を備えた地区など
面 (ゾーン)	土地利用区分	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系土地利用（専用住宅地・一般住宅地） ・商業系土地利用（拠点商業地・沿道型商業地・沿道型近隣商業地） ・工業系土地利用（工業地） ・複合系土地利用（沿道型複合地） ・複合系土地利用（住工共生地）

景観構造図



3 景観形成方針

景観形成の基本構造である景観形成の骨格を踏まえ、景観形成の目標を実現していくため、景観形成方針を次のとおり定めます。

景観形成方針の概要

基本方針

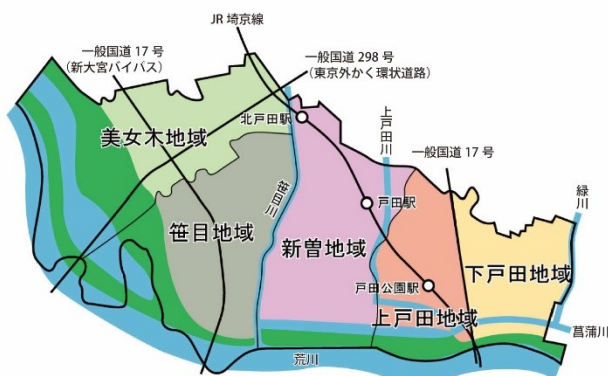
→ 43 ページ

景観形成の骨格を景観形成上の基本構造として、景観形成の目標を実現していくため、市全域における景観形成の基本方針を定めます。

地域別方針

→ 44～54 ページ

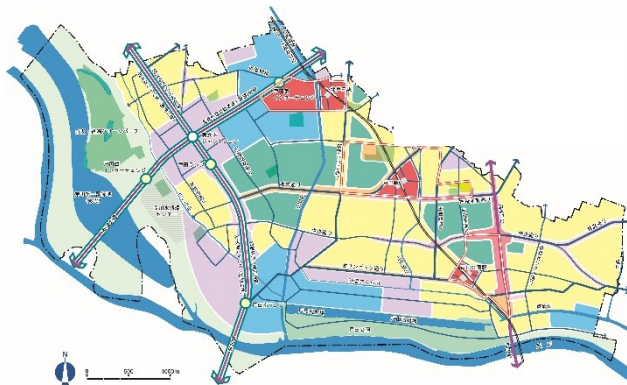
景観形成の骨格を踏まえた景観づくりを推進するため、都市マスタープランにおける市民生活に密着した5つの地域ごとに、景観形成軸及び景観形成拠点等に関する方針を定めます。



建築物等のデザインの基本的考え方

→ 55～72 ページ

まとまりあるまち並みを目指し、都市マスタープランの土地利用方針を踏まえて周辺との調和を図るため、個々の建築物・工作物をデザインする際の景観の基本的考え方を定めます。



(1) 基本方針

市全域における景観形成の基本方針について、次のとおり定めます。

1 魅力ある都市空間を創造する駅周辺の顔づくり

周辺都市とは異なる新たな魅力ある都市空間を創造するため、鉄道3駅周辺の整備等を中心とした駅周辺の顔づくりを推進します。

2 先導となる公共施設等の魅力的な景観形成

地域のシンボルとなる公共建築物、道路、公園や河川等の公共施設が、地域の景観形成の先導的な役割を果たすよう、周辺景観と調和した質の高いデザインを目指します。また、改修整備や維持管理に当たっても、景観に配慮して取り組みます。

3 土地利用ごとに個性と美しさを有するまち並み形成

商業地のにぎわいや都市的な魅力、住宅地の潤いや落ち着き、工業地の活力ある風景等の地域特性をいかし、都市活動のイメージと結びつけた、土地利用ごとに個性と美しさを有するまち並み形成を目指します。

大規模建築物や工作物は目立つ存在であり、都市景観に大きく影響を与えることから、まち並みに配慮する必要があるため、景観誘導を進めます。

屋外広告物は、建築物等と一体となった魅力的な景観形成を目指すこととし、景観誘導を進めます。

4 地域の景観資源をいかした潤いのある景観形成

首都圏近郊緑地保全法に定める近郊緑地保全区域や景観法に定める景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度等の法制度を活用するなど、豊かな水や緑、オープンスペース、地域の歴史や文化を伝える要素等の特徴ある景観資源の保全・活用等により、戸田らしい景観を育てていきます。

さらに、これらの魅力的な景観資源を強調し特徴づけるよう、水や緑に親しめる空間の創出やネットワーク化を図ります。

5 市民に永く親しまれ愛される景観形成

景観づくりは市民と事業者と市の協働作業であり、目指すべき景観像を共有する必要があります。

このため、市民・事業者・市のそれぞれが景観に対する意識を高め、身近な暮らしや事業活動の中から目指すべき景観像を見出しながら、協働で景観づくりに取り組んでいくことにより、市民に永く親しまれ愛される景観形成を目指します。

(2) 地域別方針

第2章の景観特性で区分した5つの地域ごとに景観形成方針を定めます。

地域別の方針は、景観形成の骨格に基づき、景観形成軸、景観形成拠点・景観資源周辺及び景観づくり推進地区等について定め、地域の特徴に応じた景観形成を図ります。

1) 下戸田地域

景観形成軸	<ul style="list-style-type: none">○水辺、並木道、社寺等の身近な景観資源をいかした歩行者ネットワークの形成により、まちの風景を楽しみながら歩ける環境づくりを推進します。○ささ舟の路沿道における、歩行者空間をいかした景観づくりを推進します。○落ち着きを感じる住宅地の景観を基調とし、親しみとにぎわいの感じられる商店街づくり、住宅地に調和した工業地や幹線道路沿道でのまち並み形成のためのルールづくり（形態、色彩、外壁素材、生け垣化や塀の緑化、屋外広告物等の規制・誘導等）を推進します。
景観形成拠点 ・景観資源周辺	<ul style="list-style-type: none">○学校等の公共施設や工場の外周の緑、街角広場等を充実させて、潤い豊かな景観の創出を推進します。○古くからの社寺や、特色ある公園などの周辺では、まち並みとして調和のとれたデザインや緑化を推進します。○三軒協定認定地区における取組をいかして、景観に対する意識を高め、市民主体の小さなことから始める身近な景観づくりを推進します。
その他	<ul style="list-style-type: none">○スペースを有効活用した積極的な緑化により、緑豊かでゆとりの感じられる住宅地の景観の保全・誘導を推進します。

地域別景観形成方針図（下戸田地域）



景観形成軸

都市軸		水辺軸		生活の道ネットワーク		まちかど景観	
生活圏構成軸		緑の軸		地域のシンボルとなる道			

景観形成拠点

中心拠点		公園 (都市計画公園/その他の公園・広場)		お寺	
工業拠点		保存樹林		その他の歴史的な景観資源	
文化・行政拠点		保存樹木		スポーツ・レクリエーション	
緑の拠点		保存生け垣		小・中学校および高校	
水辺の拠点		市民緑地/緩衝緑地		福祉・保健サービス	
景観重要樹木		生産緑地		行政サービス	
景観重要公共施設		土に親しむ広場 (市民農園)		地域のシンボルとなる 公共建築物	
三軒協定認定地区		水門			
三軒協定認定地区 (2箇所以上)		神社			

地区(エリア)

都市景観条例に基づく 景観づくり推進地区		景観形成の骨格とすべき 地区	
-------------------------	--	-------------------	--

面(ゾーン)

住居系土地利用	商業系土地利用	工業系土地利用	複合系土地利用
専用住宅地	拠点商業地	工業地	住工共生地
一般住宅地	沿道型商業地	複合系土地利用	
	沿道型近隣商業地	沿道型複合地	

2) 上戸田地域

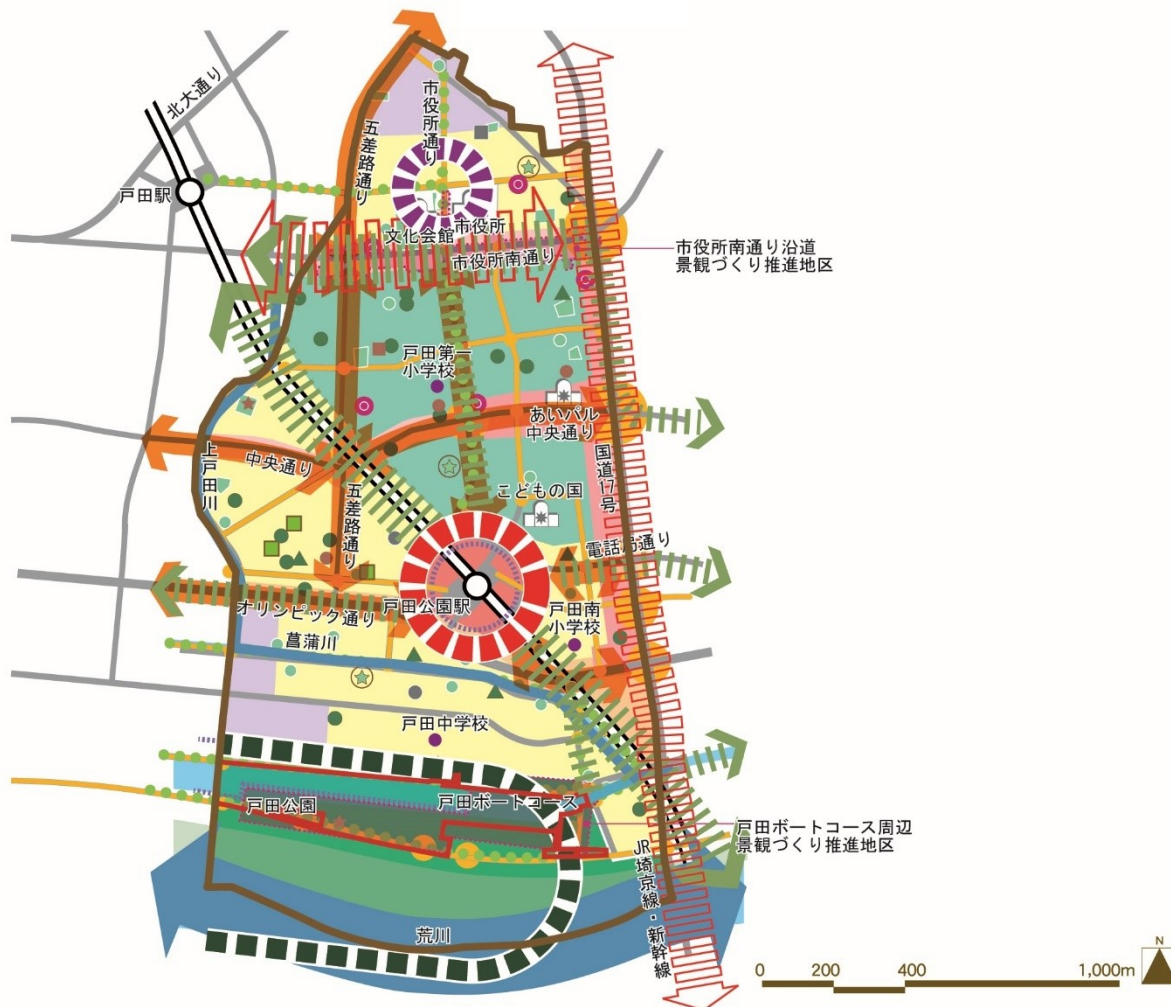
<p>景観形成軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○駅と主要な場を結ぶ、地域のシンボルとなる道（戸田駅から市役所周辺、戸田公園駅から市役所周辺、戸田公園駅から戸田公園）の魅力的な空間づくりを推進します。 ○花と並木による緑の軸としての環境空間の整備に合わせた景観づくりを推進します。 ○住宅地、商店街等との調和が図られた、特徴のあるまち並み形成のためのルールづくり（形態、色彩、外壁素材、生け垣化や塀の緑化、屋外広告物等の規制・誘導等）を推進します。
<p>景観形成拠点 ・景観資源周辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○戸田公園駅周辺では、まちづくり活動と連動し、にぎわいと秩序が感じられる景観形成を推進します。 ○三軒協定認定地区における取組をいかして、景観意識を高め、市民主体の小さなことから始める身近な景観づくりを推進します。 ○地域の歴史的資源の周辺では、資源を尊重した景観づくりを行います。
<p>景観づくり 推進地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○下表のとおり各地区の景観づくり推進計画の目標と方針に基づき、景観づくりを推進します。 ○戸田ボートコース周辺景観づくり推進地区においては、景観づくり推進地区の区域の拡大を推進します。

景観づくり推進地区の目標と方針

市役所南通り沿道景観づくり推進地区	
<p>景観づくりの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまちとして自慢できる景観づくり ・今の良さをいかした、おしゃれな景観づくり ・まちの価値を高める景観づくり
<p>景観づくりの方針</p>	<p>1:まち並み形成の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の落ち着いたまち並みを維持する ・現在の魅力を伸ばしながら、より価値の高いまち並みとしていく <p>2:オープンスペースをまちづくりに役立てるための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店先や公共空間などのオープンスペースをまちの魅力アップに有効に活用していく ・タバコ・ゴミのポイ捨て問題について、制度面、空間整備面、活動面等、多角的に解決に取り組む

戸田ボートコース周辺景観づくり推進地区	
<p>景観づくりの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間と一体化した美しい戸田ボートコース沿岸景観の形成 —おしゃれで心地良い水辺景観づくり—
<p>景観づくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルである戸田公園の魅力向上を図る ・緑や水の映える街並みをつくる ・安心して楽しく歩けるユニバーサルデザイン公園をつくる ・美しいボートコースの魅力を誰もがいつでも享受できる環境を整える ・市民・事業者・ボート関係者との協働により美しい景観を維持する

地域別景観形成方針図（上戸田地域）



景観形成軸

都市軸		水辺軸		生活の道ネットワーク		まちかど景観	
生活圏構成軸		緑の軸		地域のシンボルとなる道			

景観形成拠点

中心拠点		公園 (都市計画公園/その他の公園・広場)		お寺	
工業拠点		保存樹林		その他の歴史的な景観資源	
文化・行政拠点		保存樹木		スポーツ・レクリエーション	
緑の拠点		保存生け垣		小・中学校および高校	
水辺の拠点		市民緑地/緩衝緑地		福祉・保健サービス	
景観重要樹木		生産緑地		行政サービス	
景観重要公共施設		土に親しむ広場 (市民農園)		地域のシンボルとなる 公共建築物	
三軒協定認定地区		水門			
三軒協定認定地区 (2箇所以上)		神社			

地区(エリア)

都市景観条例に基づく 景観づくり推進地区		景観形成の骨格とすべき 地区	
-------------------------	--	-------------------	--

面(ゾーン)

住居系土地利用	商業系土地利用	工業系土地利用	複合系土地利用
専用住宅地	拠点商業地	工業地	住工共生地
一般住宅地	沿道型商業地	複合系土地利用 沿道型複合地	
	沿道型近隣商業地		

3) 新曽地域

景観形成軸	<p>○笹目川、上戸田川及び新曽さくら川においては、水辺の特性をいかした親水性の確保や、沿道の歩行者空間の充実を推進します。</p> <p>○戸田駅とスポーツセンター周辺の文教ゾーン、市役所周辺の公共施設等の集積する地区を結ぶ、地域のシンボルとなる道の魅力的な空間づくりを推進します。</p> <p>○花や並木による緑の軸としての環境空間の整備に合わせた景観づくりを推進します。</p>
-------	---

景観形成拠点 ・景観資源周辺	<p>○戸田駅東口周辺では、まちづくり活動と連動し、にぎわいと秩序が感じられる景観形成を推進します。</p> <p>○スポーツセンター周辺等の文教ゾーンは、その特性をいかした魅力的な景観づくりを推進します。</p> <p>○社寺や古い民家、緑地のまとまり、大きな木・古木、地域を特徴づける歴史的資源や緑等をいかした景観づくりを推進します。</p> <p>○三軒協定認定地区における取組をいかして、景観意識を高め、市民主体の小さなことから始める身近な景観づくりを推進します。</p>
-------------------	--

景観づくり 推進地区	○下表のとおり各地区の景観づくり推進計画の目標と方針に基づき、景観づくりを推進します。
---------------	---

その他	○住宅地の景観と調和し、市民に親しまれる工業地の景観づくりを推進します。また、工場及び倉庫等と住宅の混在が進行する地区では、互いに快く共生する景観づくりを推進します。
-----	---

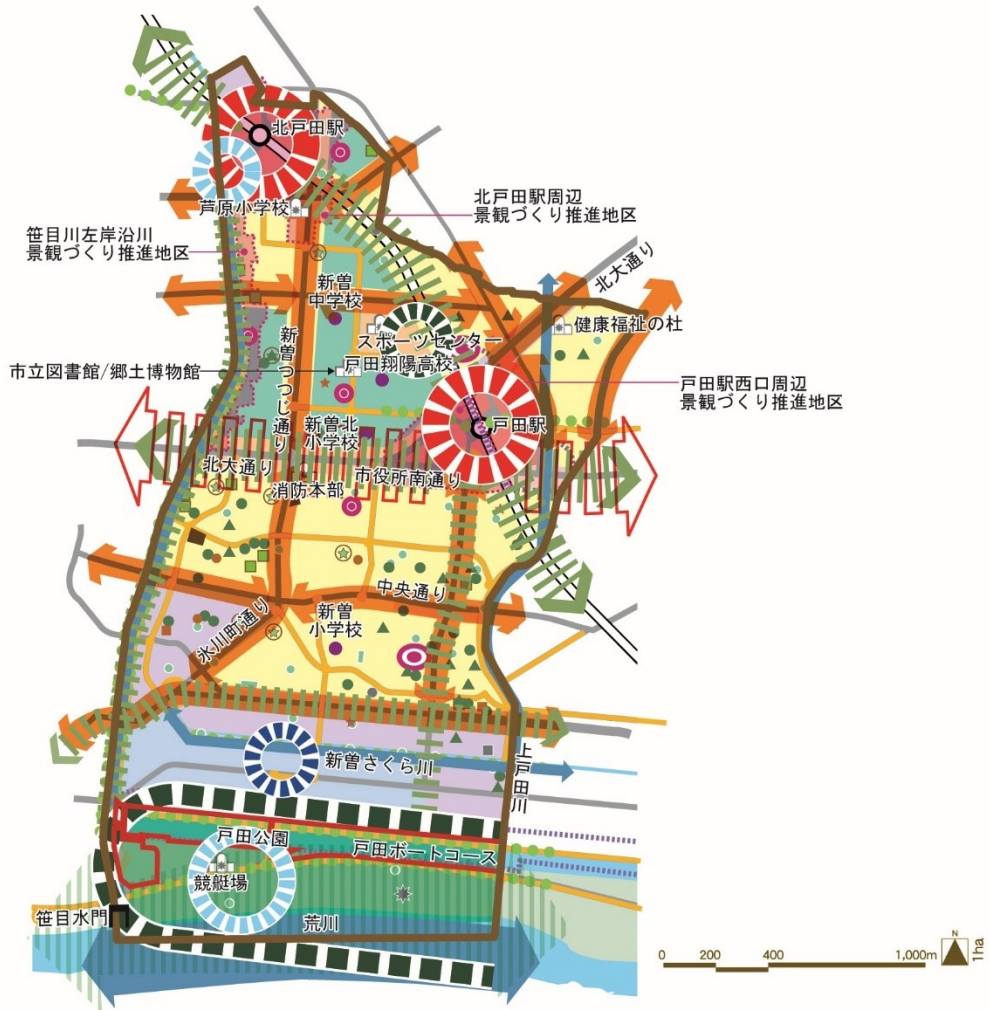
景観づくり推進地区の目標と方針

笹目川左岸沿川景観づくり推進地区	
景観づくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・笹目川や笹目川左岸プロムナードと融和した絵になる川辺の住宅地景観の形成
景観づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・笹目川左岸プロムナードとの相乗効果を高めるまち並み形成を誘導する ・ゆとりや安心感のある落ち着いた雰囲気を持った住宅地のまち並み形成を誘導する ・画一的なまち並みとならないよう季節感や効果的なアクセントを織り込む

北戸田駅周辺景観づくり推進地区	
景観づくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の記憶が継承された潤いと癒しの空間づくり ・人々が集い楽しめる新しい生活拠点のにぎわいづくり ・さわやかで清潔感のある美しいまち並みづくり
景観づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前顔づくりとにぎわい演出 ・ゆとりとまとまりのある通りのまち並み形成 ・立体的な緑による潤いの創出 ・場所を特徴づけるまちかどの演出 ・親しみを感じさせる夜間景観の形成

戸田駅西口周辺景観づくり推進地区	
景観づくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が集い、多様な交流が生まれる景観づくり ・品格があり、緑がうるおう景観づくり
景観づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりや安らぎを感じる、まちの顔となる駅前づくり ・にぎわいと品格のある表情が感じられるまち並みづくり ・まちにふさわしい四季の表情のある緑の演出

地域別景観形成方針図（新曽地域）



景観形成軸

都市軸		水辺軸		生活の道ネットワーク		まちかど景観	
生活圏構成軸		緑の軸		地域のシンボルとなる道			

景観形成拠点

中心拠点		公園 (都市計画公園/その他の公園・広場)		お寺	
工業拠点		保存樹林		その他の歴史的な景観資源	
文化・行政拠点		保存樹木		スポーツ・レクリエーション	
緑の拠点		保存生け垣		小・中学校および高校	
水辺の拠点		市民緑地/緩衝緑地		福祉・保健サービス	
景観重要樹木		生産緑地		行政サービス	
景観重要公共施設		土に親しむ広場 (市民農園)		地域のシンボルとなる 公共建築物	
三軒協定認定地区		水門			
三軒協定認定地区 (2箇所以上)		神社			

地区(エリア)

都市景観条例に基づく 景観づくり推進地区		景観形成の骨格とすべき 地区	
-------------------------	--	-------------------	--

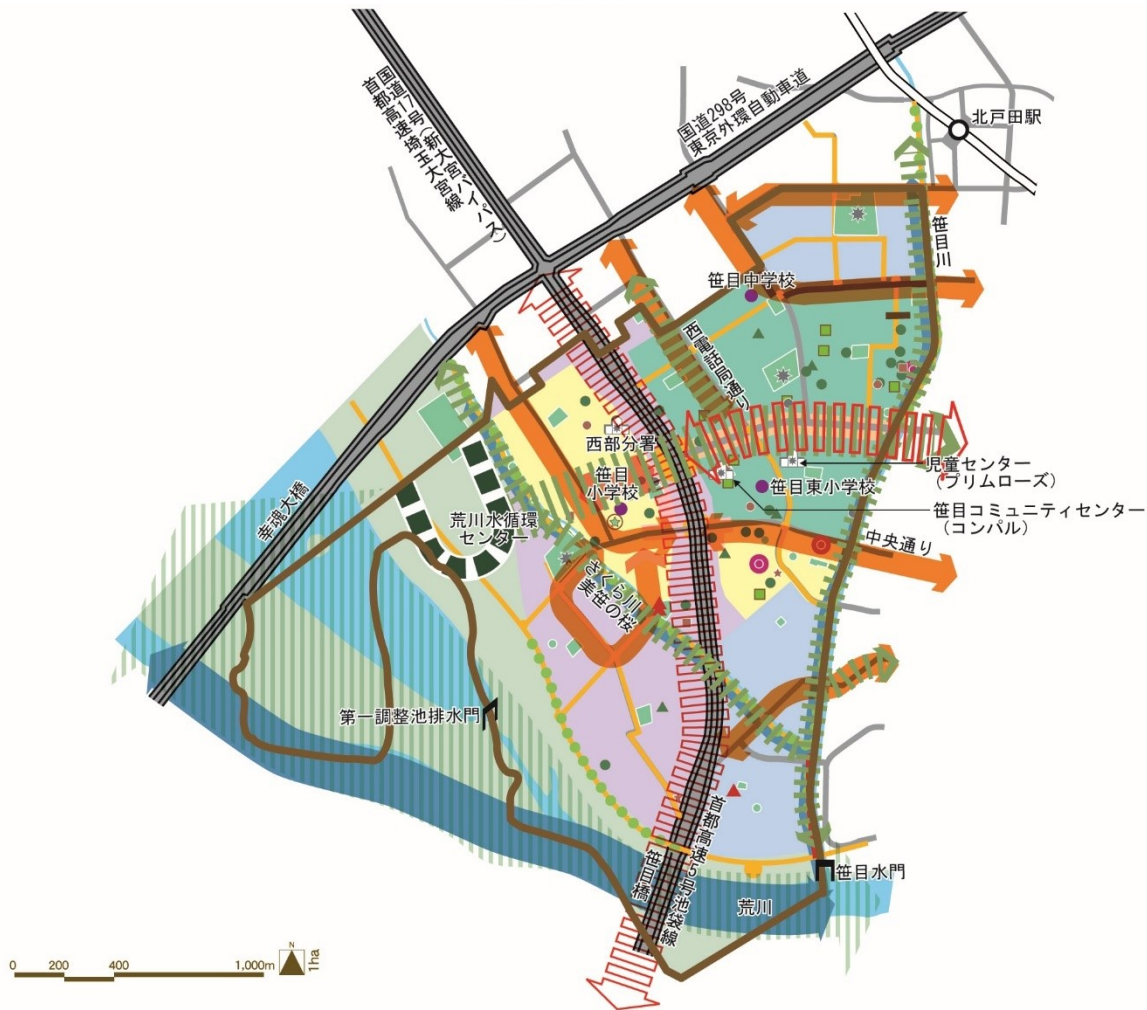
面(ゾーン)

住居系土地利用	商業系土地利用	工業系土地利用	複合系土地利用
専用住宅地	拠点商業地	工業地	住工共生地
一般住宅地	沿道型商業地	複合系土地利用 沿道型複合地	
	沿道型近隣商業地		

4) 笹目地域

景観形成軸	<ul style="list-style-type: none">○さくら川沿いにおける水辺に親しむ景観づくりや、美笹の桜等の地域資源をいかした魅力ある景観づくりを推進します。○住宅地の景観と調和し、親しみの感じられる商店街や、市民に親しまれる工業地のまち並み形成のためのルールづくり（形態、色彩、外壁素材、生け垣化や塀の緑化、屋外広告物等の規制・誘導等）を推進します。
景観形成拠点 ・景観資源周辺	<ul style="list-style-type: none">○緑の拠点である荒川水循環センター上部公園の周辺地域でも緑化を推進します。○生活風景の一部として周辺住民から親しまれる景観重要樹木は、地域の景観を象徴する資源であり、緑が地域へとつながっていくように、周辺での緑化を推進します。○三軒協定認定地区における取組をいかして、景観意識を高め、市民主体の小さなことから始める身近な景観づくりを推進します。
その他	<ul style="list-style-type: none">○敷地内の積極的な緑化により、緑豊かでゆとりの感じられる住宅地の景観の保全・誘導を推進します。○住宅地の景観と調和し、市民に親しまれる工業地の景観づくりを推進します。また、工場及び倉庫等と住宅の混在が進行する地区では、互いに快く共生する景観づくりを推進します。

地域別景観形成方針図（笹目地域）



景観形成軸

都市軸		水辺軸		生活の道ネットワーク		まちかど景観	
生活圏構成軸		緑の軸		地域のシンボルとなる道			

景観形成拠点

中心拠点		公園 (都市計画公園/その他の公園・広場)		お寺	
工業拠点		保存樹林		その他の歴史的な景観資源	
文化・行政拠点		保存樹木		スポーツ・レクリエーション	
緑の拠点		保存生け垣		小・中学校および高校	
水辺の拠点		市民緑地/緩衝緑地		福祉・保健サービス	
景観重要樹木		生産緑地		行政サービス	
景観重要公共施設		土に親しむ広場 (市民農園)		地域のシンボルとなる 公共建築物	
三軒協定認定地区		水門			
三軒協定認定地区 (2箇所以上)		神社			

地区(エリア)

都市景観条例に基づく 景観づくり推進地区		景観形成の骨格とすべき 地区	
-------------------------	--	-------------------	--

面(ゾーン)

住居系土地利用	商業系土地利用	工業系土地利用	複合系土地利用
専用住宅地	拠点商業地	工業地	住工共生地
一般住宅地	沿道型商業地	複合系土地利用 沿道型複合地	
	沿道型近隣商業地		

5) 美女木地域

景観形成軸	<ul style="list-style-type: none">○さくら川沿いの修景整備等、河川空間を有するまちのイメージづくりを推進します。○一般国道17号（新大宮バイパス）、首都高速5号池袋線・首都高速埼玉大宮線と一般国道298号、東京外環自動車道沿道の一部において実施されている花等による緑化や美化活動、魅力ある街角の演出等の取組を促進します。○落ち着いたある住宅地づくりや魅力的な商店街づくりの一環として、まち並み形成のためのルールづくり（形態、色彩、外壁素材、生け垣化や塀の緑化、屋外広告物等の規制・誘導等）を推進します。
景観形成拠点 ・景観資源周辺	<ul style="list-style-type: none">○彩湖・道満グリーンパーク及び荒川の河川空間では、広がりある自然景観を保全します。○北戸田駅に近い商業地では、にぎわいの感じられる、人が集まる魅力的な景観づくりを推進します。○生活風景の一部として周辺住民から親しまれる景観重要樹木は、地域の景観を象徴する資源であり、緑が地域へとつながっていくように、周辺での緑化を推進します。○三軒協定認定地区における取組をいかして、景観意識を高め、市民主体の小さなことから始める身近な景観づくりを推進します。
その他	<ul style="list-style-type: none">○住宅地の景観と調和し、市民に親しまれる工業地の景観づくりを推進します。また、工場及び倉庫等と住宅の混在が進行する地区では、互いに快く共生する景観づくりを推進します。

地域別景観形成方針図（美女木地域）



景観形成軸

都市軸		水辺軸		生活の道ネットワーク		まちかど景観	
生活圏構成軸		緑の軸		地域のシンボルとなる道			

景観形成拠点

中心拠点		公園 (都市計画公園/その他の公園・広場)		お寺	
工業拠点		保存樹林		その他の歴史的な景観資源	
文化・行政拠点		保存樹木		スポーツ・レクリエーション	
緑の拠点		保存生け垣		小・中学校および高校	
水辺の拠点		市民緑地/緩衝緑地		福祉・保健サービス	
景観重要樹木		生産緑地		行政サービス	
景観重要公共施設		土に親しむ広場 (市民農園)		地域のシンボルとなる 公共建築物	
三軒協定認定地区		水門			
三軒協定認定地区 (2箇所以上)		神社			

地区(エリア)

都市景観条例に基づく 景観づくり推進地区		景観形成の骨格とすべき 地区	
-------------------------	--	-------------------	--

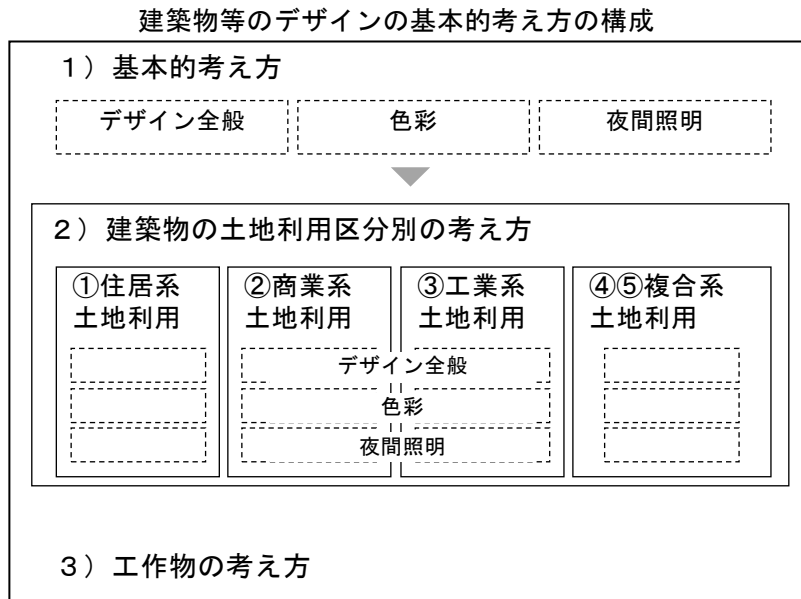
面(ゾーン)

住居系土地利用	商業系土地利用	工業系土地利用	複合系土地利用
専用住宅地	拠点商業地	工業地	住工共生地
一般住宅地	沿道型商業地	複合系土地利用 沿道型複合地	
	沿道型近隣商業地		

(3) 建築物等のデザインの基本的考え方

建築物や工作物（以下「建築物等」という。）は、景観形成の重要な要素であり、単体としての美しさに加えて周辺環境と調和したデザインが求められます。まとまりあるまち並みを形成するため、都市マスタープランに定める土地利用の区分に応じて、建築物等のデザインを行う際の景観に配慮するための考え方を定めます。

市全域で重要である考え方「基本的考え方」と、土地利用の区分ごとに重要である考え方「土地利用区分別の考え方」に分け、デザイン、色彩、夜間照明の考え方を定めます。



1) 基本的考え方

①デザイン全般の基本的考え方

建築物等のデザインは、地域の景観特性や周辺環境と調和したデザインとするとともに、戸田らしい風景を創出していくデザインが必要となります。人々の暮らしやまちのにぎわいなどにも影響する大切な要素であることから、建築物等のデザインの基本的考え方を次のとおり定めます。

1 地域の景観特性や景観資源を尊重したデザインとする

自然、歴史、文化等の地域の景観特性を踏まえるとともに、周辺の景観資源を尊重したデザインとします。また、建築物等の高さ、外壁のデザイン、色彩等は周辺との調和を図り、突出感や違和感のないようにするなど、周辺環境と調和したデザインとします。

2 環境にやさしい戸田らしい風景を創出するようなデザインとする

水や緑を敷地内に取り入れたり、壁面や屋上を緑化したりするなど、本市の景観特性である水、緑等の豊かな自然と共生する、美しさと環境へのやさしさを感じる戸田らしい風景を創出するデザインとします。

3 まち並みに表情を持たせるきめ細かなデザインとする

単調さを感じさせる壁面や、圧迫感を与える形態にならないように注意し、全体の印象を高めるきめ細かなデザインとします。

②色彩の基本的考え方

荒川流域に広がる水と緑、公園や街路樹の緑、敷地内の緑等、様々なスケールの水と緑がつくり出す優しい色彩は、市民共通の資産として大切にしたい彩りです。また、市内の建築物等のほとんどは、穏やかな色調と暖かみのある暖色系の色相が基調となっており、まちに暮らす人、帰ってくる人を和ませるものです。一方、外壁のアクセント、季節の花等、まちなかには変化に富んだ色彩も見られ、景観を引き締める適度なアクセントや重要な目印として大切な彩りとなっています。こうした戸田らしい彩りを大切にしながら、次世代に継承していくべき景観を創出していくことが大切であることから、色彩デザインの基本的考え方を次のとおり定めます。

1 周辺の景観になじむ色彩を考える

信号、標識等、目立たないと機能しないものはもちろん、四季折々の花や緑、人々の活動風景や服装はまち並みの中でも目立たせたいものです。これらの背景となる建築物等は、周辺の景観になじませることも重要です。周辺のまち並みの色彩と関連性をもたせ、共通の心地よさが感じられるまち並みづくりを目指します。

このため、建築物等の色彩は、各部位の色彩を同じ色相でそろえるとともに、周辺の建築物等とは、基調色を類似色でそろえたり、色相やトーン（※）をそろえる等の方法によって調和するよう考えます。

※マンセル表色系における色彩の3属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーン（色調）といいます。

一般的に色相が異なる色でもトーンが似ている色は、強弱や濃淡、軽重等の印象がほぼ共通しています。

2 慣例色をいかし、場所や建築物等の用途にふさわしい色彩を考える

建築物等には、木材、石材、砂、土等の、建材として用いられてきた自然素材の色が慣例的に使われ、今日でも基本の色（慣例色）となっています。また、まちの彩りは住宅地、商業地、工業地といった特性に応じ、それぞれ多く用いられる色彩があります。

建築物等の色彩は、慣例色を基本として、特に派手な色彩は避けるとともに、立地や用途を考慮し、商業地では適度にぎわいをもたせ、住宅地では落ち着きが得られるように、工業地では機能的で親しみやすくなるよう色彩を考えます。

3 建築物等のイメージ、規模や形態にふさわしい色彩を考える

開放感のある建築物等には高明度色が適し、穏やかさや優しさが感じられる建築物等には暖色が適しています。このような色彩の心理的効果をいかし、建築物等のイメージにふさわしい外観を考えます。

また、色彩は面積が大きくなればなるほど、そのイメージが誇張されることから、使用する部分の面積、周辺の建築物等も考慮して慎重に選択します。さらに、「彩りシグナル」により、現況の景観と対比的な「高彩度色」を建築物等の基調色として使用しないようにするとともに、色の塗り分けは建築物等の形や部位に沿って行う等、建築物等の規模や形態にふさわしい色彩を考えます。

4 耐久性にすぐれた色彩を考える

派手な色彩や淡いパステルカラーはたい色しやすく、汚れも目立ちやすいものです。建築物等はライフサイクルが長く、常に屋外で風雨にさらされるため、経年変化や汚れに強い低彩度色を基本と考えます。

色のものさし…マンセル表色系

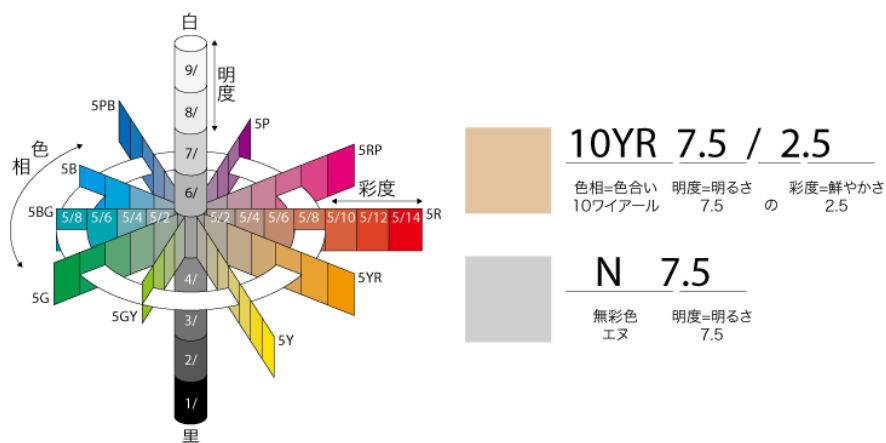
一般に色彩は青、赤等の色名で呼ばれますが、解釈の幅があり、低彩度色を主体とする建築物等の微妙な色彩を適切に表現することが困難です。

本市では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、J I Sにも採用され、多くの国々で用いられている、色彩のものさしといえる尺度で、一つの色彩を「色相（しきそう＝いろあい）」「明度（めいど＝あかるさ）」「彩度（さいど＝あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせで表現します。

色相 色合い（いろあい）を表し、赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相があります。無彩色はNで表します。

明度 色彩の明るさを表し、完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10としています。

彩度 色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなりますが、色相によって彩度の上限は異なります。

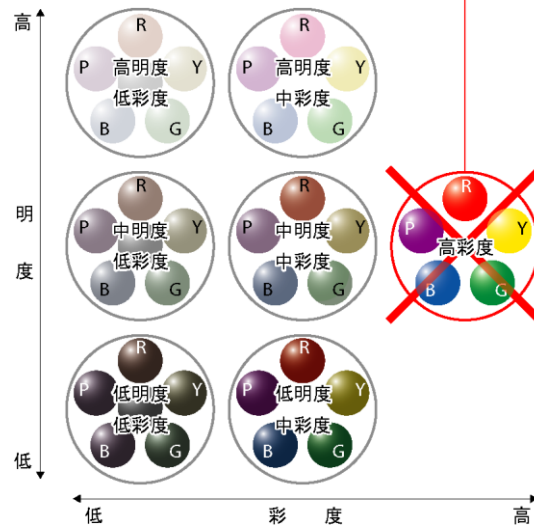


●色彩のトーンの分類一覧：「彩リシグナル」

色相		1.25R	6.25R	8.75R	1.25YR	3.75YR	6.25YR	8.75YR	1.25Y	3.75Y	8.75Y	1.25GY	3.75GY	6.25GY	1.25B	6.25B	8.75B	1.25PB	3.75PB	6.25PB	1.25P	6.75P	3.75RP		
トーン		6.24R	8.74R	1.24YR	3.74YR	6.24YR	8.74YR	1.24Y	3.74Y	8.74Y	1.24GY	3.74GY	6.24GY	1.24B	6.24B	8.74B	1.24PB	3.74PB	6.24PB	1.24P	6.74P	3.74RP	1.24R		
低彩度色	高明度	8.0以上																							
	低彩度	0.75以下	0.75以下	0.75以下	1.25以下	1.25以下	1.75以下	1.75以下	1.75以下	1.25以下	1.25以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	
	中明度	5.0以上8.0未満																							
	低彩度	1.25以下	2.25以下	2.25以下	2.75以下	3.5以下	3.5以下	3.5以下	3.25以下	1.75以下	1.75以下	1.75以下	1.25以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	1.25以下	1.25以下	1.25以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下
	低明度	5.0未満																							
	低彩度	1.25以下	3.5以下	4.5以下	4.5以下	4.5以下	4.5以下	5.5以下	3.5以下	1.75以下	1.75以下	1.75以下	1.25以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	1.25以下	1.25以下	1.25以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下	0.75以下
中彩度色	高明度	8.0以上																							
	中彩度	0.75を 2.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.75以下	1.25を 2.25以下	1.25を 3.5以下	1.75を 3.5以下	1.75を 3.5以下	1.75を 2.75以下	1.25を 1.76以下	1.25を 1.75以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	
	中明度	5.0以上8.0未満																							
	中彩度	1.25を 2.25以下	2.25を 4.5以下	2.25を 4.5以下	2.75を 4.5以下	3.5を 5.5以下	3.5を 5.5以下	3.5を 5.5以下	2.25を 4.5以下	1.75を 2.75以下	1.75を 2.25以下	1.25を 1.75以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.25以下	0.75を 1.75以下	0.75を 2.25以下	0.75を 2.25以下	1.25を 2.25以下	1.25を 3.5以下	1.25を 2.25以下	0.75を 1.75以下	0.75を 1.75以下	0.75を 1.25以下	0.75を 2.25以下	
	低明度	5.0未満																							
	中彩度	1.25を 3.5以下	3.5を 6.0以下	4.5を 6.0以下	4.5を 6.0以下	4.5を 6.0以下	4.5を 6.0以下	5.5を 6.0以下	3.5を 6.0以下	1.75を 3.5以下	1.75を 2.75以下	1.75を 2.75以下	0.75を 2.25以下	0.75を 2.25以下	0.75を 2.25以下	0.75を 2.25以下	0.75を 2.25以下	1.25を 3.5以下	1.25を 4.5以下	1.25を 3.5以下	0.75を 2.25以下	0.75を 1.75以下	0.75を 1.75以下	0.75を 1.25以下	0.75を 2.75以下
高彩度色	高彩度	上記以外のトーン																							

●色彩のトーンの分類イメージ

高彩度の色彩は建築物等の基調色として
使用しないものとします。



③夜間照明の基本的考え方

ライフスタイルの変化等により、夜間における様々な都市活動が活発になっていることから、昼間だけでなく夜間においても良好な景観の形成を図っていくことが求められています。夜間景観の形成に当たっては、演出を図ることはもとより、都市活動の安全性や環境への配慮の視点も必要になります。

こうした夜間景観の形成には照明が重要な役割を果たしていることから、夜間照明のデザインの基本的考え方を次のとおり定めます。

1 夜間景観を演出する

夜間ならではの景観特性を踏まえた上で、土地利用区分別の考え方に沿い、照明方法の工夫により夜間景観の演出を図ります。

2 安全で安心のできる環境をつくる

夜間の都市活動を安全に支えるとともに、安心して快適に過ごせる環境をつくります。認識しやすくわかりやすい照明を工夫するとともに、犯罪や事故を防止するために必要な明るさを確保するよう配慮します。

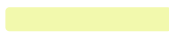


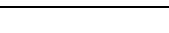

3 環境との共生に配慮する

照明による過剰・不要な光が周辺に漏れることにより、生活環境の阻害や交通障害のほか、生態系へも悪影響を及ぼす「光害」を防止します。また、無駄を抑えた効果的な照明を工夫するとともに、太陽光、風力等の自然エネルギーを積極的に活用する等、省エネルギーにも配慮するものとします。


2) 建築物の土地利用区分別の考え方

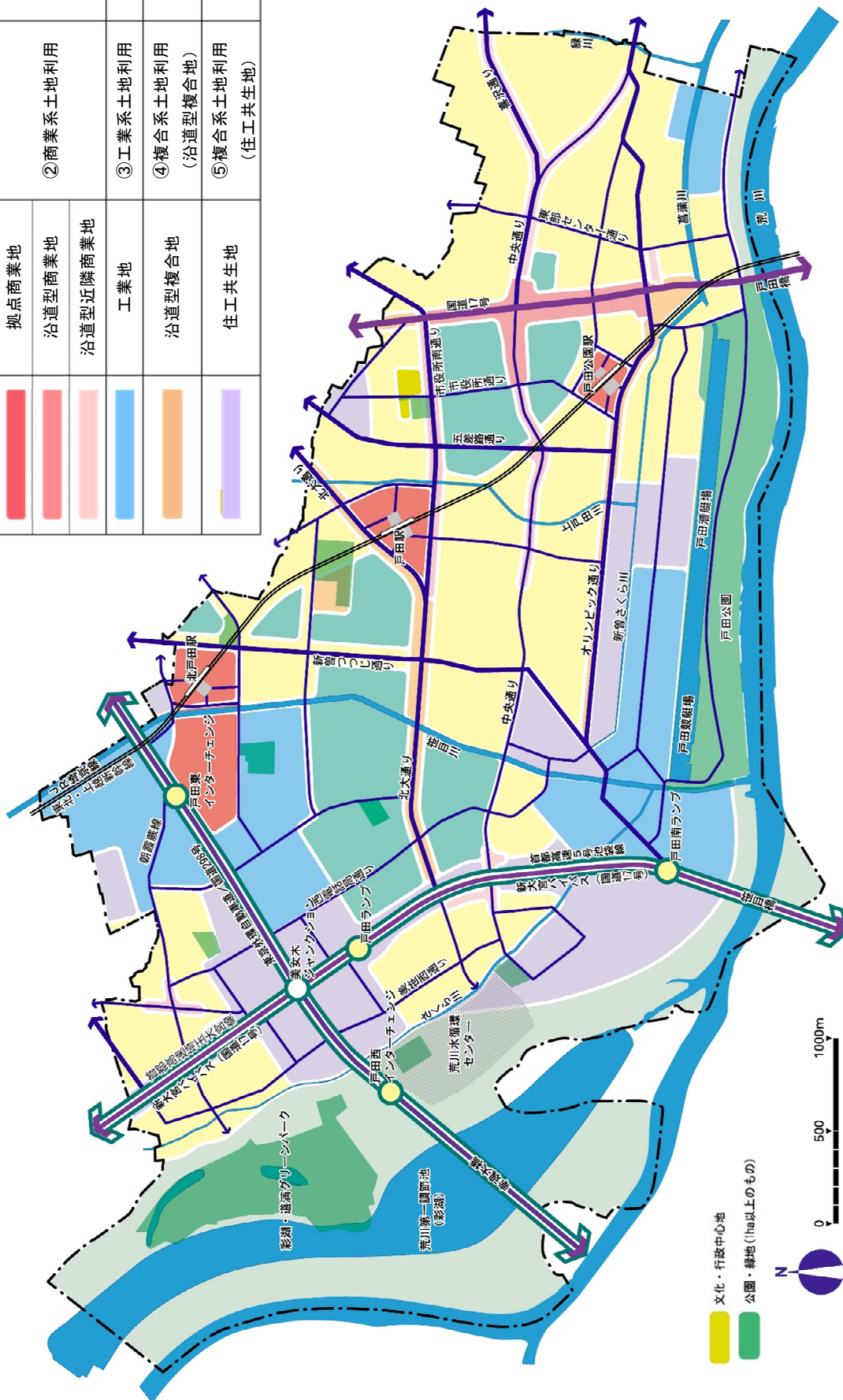
まとまりのあるまち並みを目指して、都市マスタープランの土地利用方針（次ページ参照）を基に設定した土地利用区分別に、景観形成の基本的な考え方を示します。

土地利用方針図と土地利用区分別の考え方の対応表

土地利用方針図		土地利用区分別の考え方	
図における凡例	図における区分	土地利用区分	該当ページ
	専用住宅地	①住居系土地利用	62ページ
	一般住宅地		
	拠点商業地	②商業系土地利用	64ページ
	沿道型商業地		
	沿道型近隣商業地		
	工業地	③工業系土地利用	66ページ
	沿道型複合地	④複合系土地利用 (沿道型複合地)	68ページ
	住工共生地	⑤複合系土地利用 (住工共生地)	70ページ

土地利用方針図

土地利用方針図		土地利用区分別の考え方	
図における凡例	図における区分	土地利用区分	該当ページ
	専用住宅地	①住居系土地利用	62ページ
	一般住宅地		
	拠点商業地	②商業系土地利用	64ページ
	沿道型商業地		
	沿道型近隣商業地		
	工業地	③工業系土地利用	66ページ
	沿道型複合地	④複合系土地利用 (沿道型複合地)	68ページ
	住工共生地	⑤複合系土地利用 (住工共生地)	70ページ



①住居系土地利用（専用住宅地・一般住宅地）

----- 都市づくりの方針（都市マスタープラン抜粋） -----

定住環境を確保するため、優れた都市基盤施設をいかしながら、都市空間に潤いやにぎわい、やすらぎ、ゆとり、美しさといった、多様な都市の魅力を提供する良好な住環境を有した市街地を形成します。

また、地域ごとの特性や将来都市像を踏まえ、水や緑の豊かな自然環境や恵まれた交通環境等をいかしつつ、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らしや活動を実現できる、質の高い居住環境の整備や誘導を進めます。

住居系土地利用は次のとおり区分し、配置します。

・専用住宅地

J R埼京線と国道17号に挟まれた地区の一部、国道17号東側で中央通りの南側一部、戸田駅と北戸田駅に挟まれた地区の一部及び新大宮バイパスと笹目川に挟まれた地区のうち、北大通り周辺一帯を、住宅の占める割合が高い住宅地の形成を促進する専用住宅地とします。

・一般住宅地

笹目川東側は区域の大半を、また、笹目川西側は新大宮バイパス、国道298号沿道等の一部を除く区域を、住宅を中心に商業、サービス業等の事務所等も立地する住宅地の形成を促進する一般住宅地とします。

デザイン全般の基本的考え方

○やすらぎとゆとりの感じられるデザインとする

・表情が感じられるきめ細かな建物のしつらえとし、ゆったりとした植栽のための空間を確保するなど、日々の暮らしの場にふさわしい心地よい空間となるようデザインします。

○まち並みのゆるやかな連続性を創り出すデザインとする

・周辺の建築物の高さや壁面位置から突出しないように配慮し、外壁・屋根の素材や色彩、塀・柵のデザイン等において、周辺と共通要素を持たせるなど、隣接する建物が互いに調和するデザインとします。

○四季の潤いを感じさせる緑化デザインとする

・生垣をはじめ大小様々な樹木や草花を植栽するなど、季節の感じられる潤いあるまち並みを形成するデザインとします。

色彩の基本的考え方

○住宅地にふさわしい暖かみと落ち着きのある色彩とする

- ・市内にみられるほとんどの住宅系施設は、暖色系に属するR（赤）系、YR（黄赤）系、Y（黄）系色相の中・低彩度色を基調としています。これらの色彩は、住宅地にふさわしい暖かみと落ち着きをつくり出し、まちに暮らす人、まちに帰ってくる人を優しく迎える要素となっています。したがって、暖かみと落ち着きのある色彩の選定を考えます。

○暮らしに親しみと優しさを与える色彩とする

- ・大規模な建築物は、その規模や高さから周辺の景観に対して影響を与えやすいため、威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにするとともに、部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分ける等、スケール感を軽減し、周辺の暮らしに配慮した親しみやすさのある色彩の選定を考えます。
- ・中高層部にはより開放感のある高明度色を採用する等、周辺の暮らしに配慮した優しさのある色彩の選定を考えます。

○基調とする色彩

- ・YR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とします。

夜間照明の基本的考え方

○やすらぎを感じさせる照明とする

- ・玄関周りや敷地外周部に照明を配置することにより、やすらぎのある夜間景観の演出を考えます。

住居系土地利用（専用住宅地・一般住宅地）のイメージ

立体駐車場など、無機質に映るものは緑等で修景し、日々の暮らしの場にふさわしい心地よいデザイン

周辺の建築物の高さや壁面位置から突出しないように配慮し、ゆるやかな連続性を創り出すデザイン

ゆったりとした植栽のための空間を確保し、やすらぎとゆとりの感じられるデザイン



（全体）
住宅地にふさわしい暖かみと落ち着きのある色彩
スケール感を軽減し、周辺の暮らしに配慮した親しみやすさのある色彩

周辺と共通要素を持たせ、隣接する建物が互いに調和するデザイン

大小様々な樹木や草花を植栽し、四季の潤いを感じさせる緑化デザイン

②商業系土地利用（拠点商業地・沿道型商業地・沿道型近隣商業地）

都市づくりの方針（都市マスタープラン抜粋）

市内各地区からの公共交通によるアクセス性が相対的に高く、市全域からの利用が見込まれる都市機能が一定程度集積している鉄道3駅を中心とした地区に、本市の拠点となる商業系土地利用を形成します。鉄道3駅周辺の中心拠点では、機能分担を行いながら、それぞれが持つ特性をいかすことで、異なる個性を持った商業地とします。また、その他の沿道型の商業系土地利用との機能分担を明確にします。

商業系土地利用は次のとおり区分し、配置します。

・拠点商業地

鉄道3駅周辺それぞれに拠点商業地を配置することとし、商業・業務、サービス、医療、福祉、文化、居住等の各種都市機能を複合的に集積するとともに、駅周辺の居住環境に配慮しつつ、中高層住宅による都市型居住を進め、上質な都市型の洗練されたライフスタイルを実現できる利便性の高いまちづくりを進めます。

また、緑化の推進や統一感のあるまち並み形成など、景観にも配慮することで市内外から人が集まる都市的な魅力あふれる空間を形成し、広域的な都市活動を促進します。

・沿道型商業地

国道17号や中央通り沿道の一部に沿道型商業地を配置し、連続した低層階の商業・業務施設の立地を促進します。

・沿道型近隣商業地

中央通りや北大通り沿道の一部、喜沢通り沿道等に沿道型近隣商業地を配置し、地域に身近な商業・サービス施設の立地を促進します。

デザイン全般の基本的考え方

○にぎわいと界わり性を感じさせるデザインとする

- ・建築物の高さや壁面位置などが周囲との連続性を欠きにぎわいを分断しないように、建物や駐車場の配置についてまち並みの連続性を演出するデザインとします。
- ・外壁の素材や色彩などを周辺の建物に調和させ、共通要素を持たせるなど、にぎわいを演出できるような、秩序とリズムあるデザインとします。
- ・多くの人が集まる場所にふさわしい景観を形成するため、屋外広告物は効率的な配置や集約化するなど、にぎわいの中にも秩序と節度を感じられるようデザインします。

○安心して歩ける歩行者空間のデザインとする

- ・前面道路と段差のない空間をつくることや、行き交う人が留まることのできる空間を確保するなど、安心して歩行者が歩くことができるような接道部周辺の空間をデザインします。

○人の目を楽しませる緑化デザインとする

- ・道路に面した敷地の外周部に樹木や、季節の草花を配置するなど、人の目を楽しませるようなデザインとします。
- ・敷地を囲い込むような樹木の配置ではなく、周辺の街路樹等の緑とゆるやかにつながるように緑を配置するなど、にぎわいを演出する開放的な緑化デザインとします。

色彩の基本的考え方

〇にぎわいをつなげる色彩とする

- ・商業・業務系施設は、原色等の派手な色彩を建築物の基調色等として大きな面積で用いると、都市景観の中から突出した印象を与えます。1つの建築物が派手な色彩を採用すると、周囲の建築物も競って派手な色彩を採用しはじめ、まち並み全体の景観が秩序を失い、派手でけばけばしいものになってしまいます。商業・業務系施設が立地する駅周辺や幹線道路沿いは、多くの人の目に触れるまちの顔ともいえるべき場所であることから、連続性がありにぎわいの中にも秩序が感じられるまち並みとなるよう、色彩の選定を考えます。

〇変化のあるまち並みにふさわしい色彩とする

- ・商業・業務系施設は、魅力的で活気に満ちた色彩表現も必要になります。そのため、基調色については、落ち着いた中・低彩度の色彩が基本といえますが、店舗等のエントランス、ショーウィンドウ等には、季節の変化を感じさせるような色彩や、まち並み単位で統一したテーマカラー等、建築物のアクセントとなり、変化のあるまち並みとなるよう、色彩の選定を考えます。

〇基調とする色彩

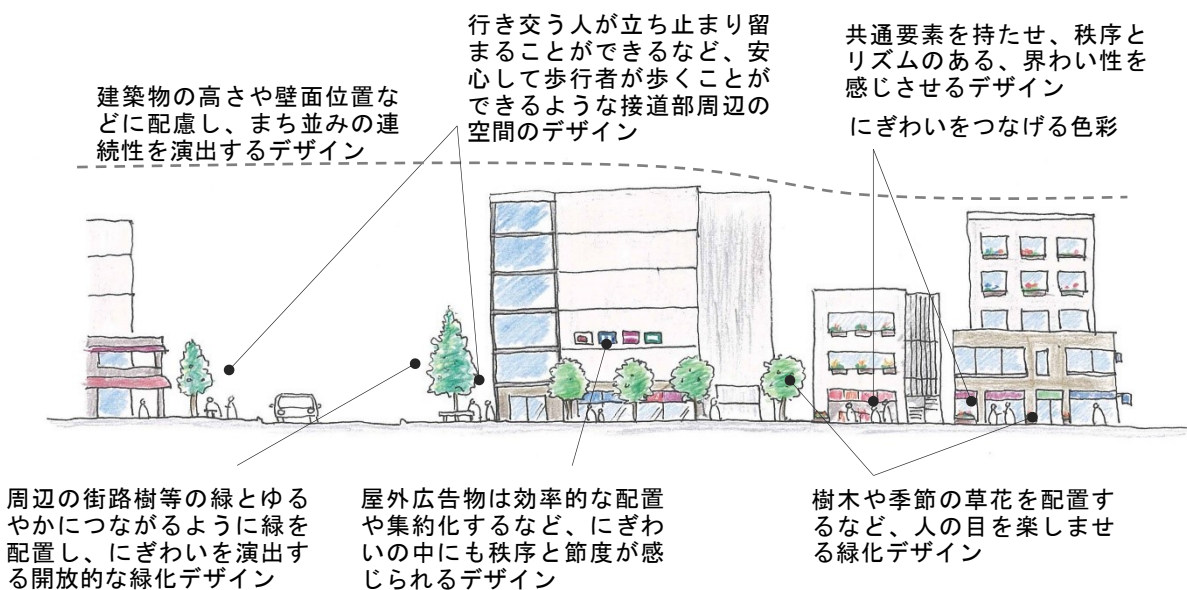
- ・流行等を取り入れた適度な華やかさが求められるため、比較的幅広い範囲の色彩を想定し、各色相について中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とします。

夜間照明の基本的考え方

〇にぎわいをつなげる照明とする

- ・道路に面する場所に照明を配置するほか、閉店後の夜間においても屋内照明を点灯し、沿道に漏れ光を見せるなど、にぎわいのある夜間景観の演出を考えます。

商業系土地利用（拠点商業地・沿道型商業地・沿道型近隣商業地）のイメージ



③工業系土地利用（工業地）

都市づくりの方針（都市マスタープラン抜粋）

工場等が既に集積している地区は、産業振興施策等と連携しながら、本市の立地条件をいかした都市型産業、物流施設の立地など、工業・物流機能の強化を図る一方、周辺地区との調和を図るための敷地内緑化等の環境整備を進め、良好な操業環境の維持・向上を推進します。

工業系土地利用（工業地）は次のとおり、配置します。

- ・工業地

戸田東IC北側、菖蒲川周辺、県営戸田公園北側等を工業地とし、工場等の操業環境の維持・向上を図ります。

デザイン全般の基本的考え方

○開かれた印象を与える配置のデザインとする

・建物の大きさや壁面位置などを周辺と調和させることにより、広々とした通り景観を形成するようなデザインとします。

○単調さを感じさせないデザインとする

・色彩による分節化等により、単調な壁面とならないようデザインします。

○開放感のある緑化デザインとする

・道路に面した敷き際は緑化するなど、市民に愛され快適に働ける空間を生み出すデザインとします。

色彩の基本的考え方

○明るく親しみやすい色彩とする

- ・近年、工業系土地利用の区域の中で住居系施設等が建設される例も増えてきており、住工が共生した明るく親しみやすい景観が期待されています。したがって、現況において工業系施設の色彩として多く用いられている高明度・低彩度を基本として閉鎖感や威圧感を払拭していくような色彩の選定を考えます。

○地域のランドマークとなる色彩とする

- ・工場、倉庫等の整備においては経済性が重視され、材料、形態等は大きな制約を受ける一方、機能が形として表出した特徴的な形態を見せるものが多くあります。こうした特徴的な形態を活用した、地域のランドマークとなる色彩の選定を考えます。

○美観の維持に適した色彩とする

- ・たい色等の経年変化により美観を損ねることのないよう、美観の維持に適した色彩の選定を考えます。

○基調とする色彩

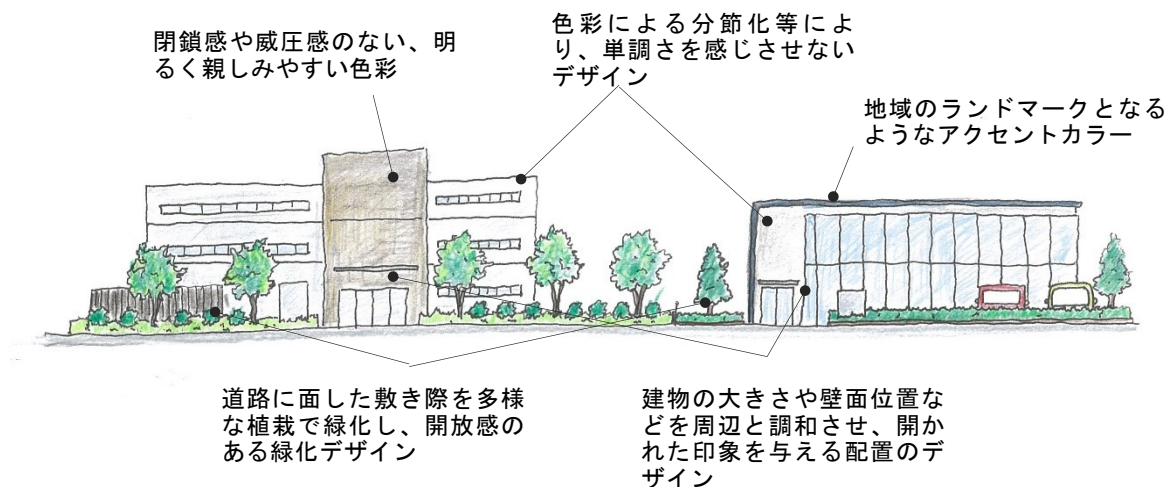
- ・閉鎖感や威圧感を軽減し、周辺に立地する住居系施設とも違和感がない、明るく親しみやすい色彩とするため、各色相について中・高明度で低彩度の色彩を基調とします。

夜間照明の基本的考え方

○親しみやすさを感じさせる照明とする

- ・施設の入り口付近、敷地外周部等に照明を配置することにより、親しみやすい夜間景観の演出を考えます。

工業系土地利用（工業地）のイメージ



④複合系土地利用（沿道型複合地）

都市づくりの方針（都市マスタープラン抜粋）

商業・業務施設、工場等と住宅が併存する地区は、住宅と他の用途の調和した複合系土地利用とし、産業活動の円滑化及び活力の向上と住環境の向上を促進します。

複合系土地利用（沿道型複合地）は次のとおり、配置します。

- ・沿道型複合地

北大通りやオリンピック通り沿道の一部等は沿道型複合地とし、住宅と調和する沿道型商業施設の立地を進めるとともに、地域に身近な商業・サービス施設の立地も進め、調和した複合系土地利用を誘導します。

デザイン全般の基本的考え方

○まち並みの連続性と近隣に配慮したデザインとする

- ・沿道は複合的土地利用となっていますが、沿道後背地には住宅地が広がっていることから、緑化するための空間を確保するなど、周辺環境との調和に配慮して連続性を確保するようなデザインとします。

○規模の大きさや単調さを感じさせない親しみを持てるデザインとする

- ・周辺の住環境に配慮し、規模の大きい建物は単調な壁面とならないよう、色彩による分節化を行うなど、周辺の住環境と調和するデザインとします。

○にぎわいの中に落ち着きを感じられる緑化デザインとする

- ・敷地の境界を緑化することにより、にぎわいの中にも落ち着きある環境を創り出すデザインとします。
- ・にぎわいのある空間を連続させるため、道路に面して駐車場を設ける場合、敷地の道路との境界部分を緑化するなど、駐車場が道路から直接見えないようにデザインします。

色彩の基本的考え方

○暖かみを感じさせる色彩とする

- ・住宅と店舗等が共生しながら、互いに良好な環境を創出していくため、暖色系に属する色相の中・低彩度色を基調とし、暖かみのある色彩の選定を考えます。

○にぎわいをつなげる色彩とする

- ・幹線道路沿いは、多くの人の目に触れるまちの顔ともいえるべき場所であることから、にぎわいの中にも秩序を持ち、連続性のあるまち並みとなるよう、色彩の選定を考えます。

○基調とする色彩

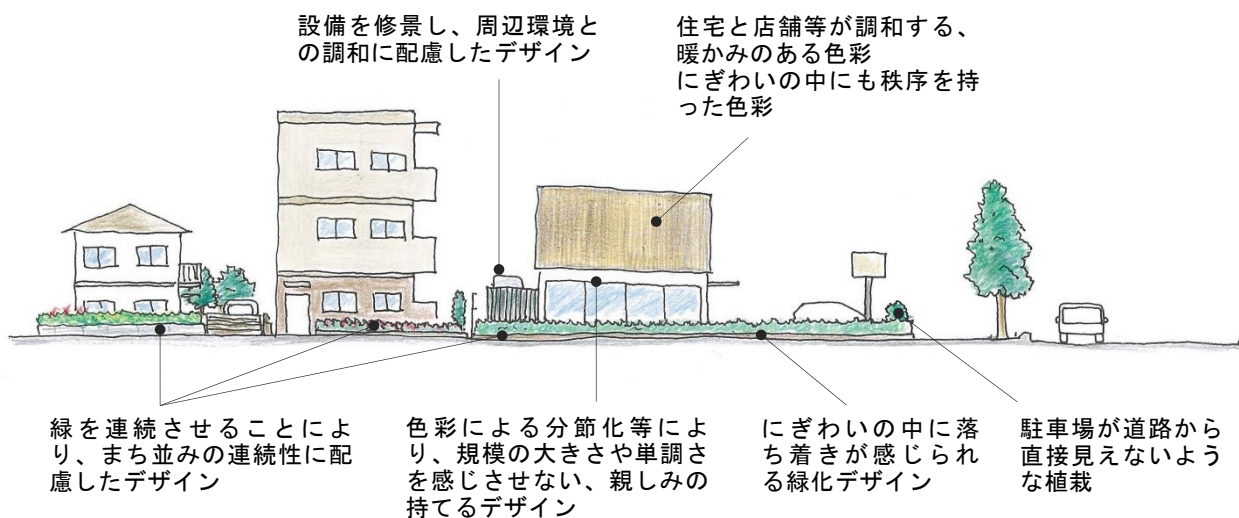
- ・YR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とします。商業系施設の場合は、適度な華やかさが求められる場合もあるため、比較的幅広い範囲の色彩をアクセントとして想定します。

夜間照明の基本的考え方

○やすらぎやにぎわいのある照明とする

- ・道路に面する場所や敷地外周部に照明を配置し、やすらぎやにぎわいのある夜間景観の演出を考えます。
- ・商業施設においては夜間においても屋内照明を点灯し、沿道に漏れ光を見せるなど、にぎわいのある夜間景観の演出を考えます。

複合系土地利用（沿道型複合地）のイメージ



⑤複合系土地利用（住工共生地）

都市づくりの方針（都市マスタープラン抜粋）

商業・業務施設、工場等と住宅が併存する地区は、住宅と他の用途の調和した複合系土地利用とし、産業活動の円滑化及び活力の向上と住環境の向上を促進します。

複合系土地利用（住工共生地）は次のとおり、配置します。

・住工共生地

オリンピック通り南側等の一部、笹目地域における新大宮バイパス以西の南部一帯、美女木ジャンクション周辺一帯、新大宮バイパス沿道等を住工共生地とし、既存の工場等と住宅にそれぞれ配慮した環境づくりを行うなど、住宅と工場等が共生できる環境づくりを進めます。

デザイン全般の基本的考え方

○まち並みの連続性と近隣に配慮したデザインとする

- ・近隣との間に緑化するための空間を確保するなど、周辺の建築物の敷地規模や配置に合わせて計画し、連続性を創り出すようなデザインとします。

○規模の大きさや単調さを感じさせない親しみの持てるデザインとする

- ・周辺の住環境に配慮し、工場、倉庫及び大規模な共同住宅は単調な壁面とならないよう、色彩による分節化を行うなど、周辺の住環境と調和するデザインとします。

○快適さを感じさせる緑化デザインとする

- ・敷地の境界において多様な緑を創り出すなど、住宅や店舗、工場や倉庫が混在する中でも、互いの快適性を確保しつつ良好な住環境や操業環境を確保するデザインとします。

色彩の基本的考え方

○暖かみを感じさせる色彩とする

- ・住宅と工場、倉庫等が共生しながら、互いに良好な環境を創出していくため、暖色系に属する色相の中・低彩度色を基調とし、暖かみのある色彩の選定を考えます。

○周辺に親しみと優しさを与える色彩とする

- ・大規模な建築物は、その規模や高さから周辺の景観に対して影響を与えやすいため、威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにするとともに、部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分ける等、スケール感を軽減し、周辺に配慮して親しみやすさのある色彩の選定を考えます。
- ・中高層部にはより開放感のある高明度色を採用する等、周辺に配慮して優しさのある色彩の選定を考えます。

○美観の維持に適した色彩とする

- ・たい色等の経年変化により美観を損ねることのないよう、美観の維持に適した色彩の選定を考えます。

○基調とする色彩

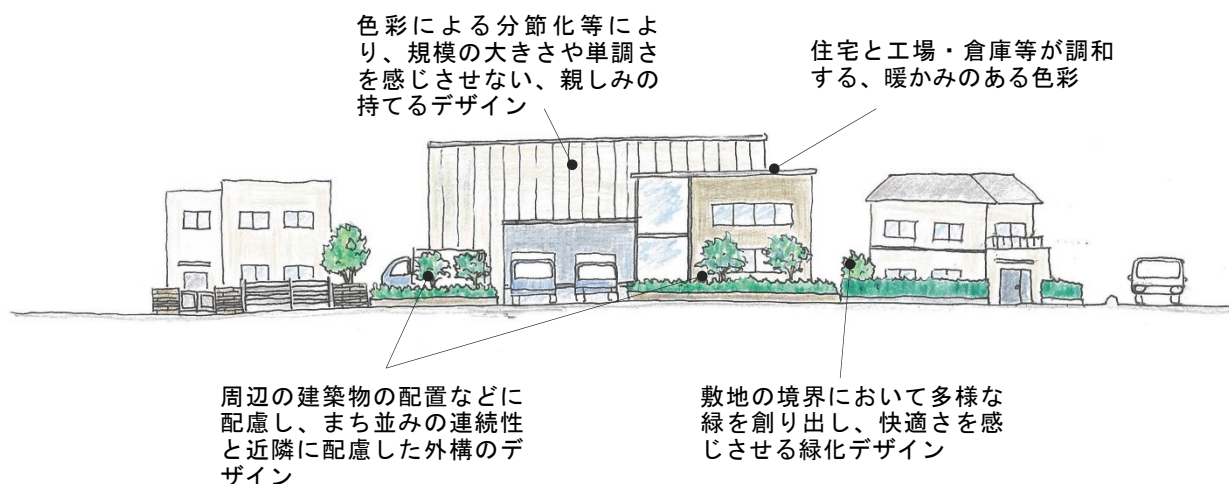
- ・YR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とします。

夜間照明の基本的考え方

○暖かみを感じさせる照明とする

- ・敷地外周部に照明を配置することにより、暖かみのある夜間景観の演出を考えます。

複合系土地利用（住工共生地）のイメージ



3) 工作物の考え方

デザイン全般の基本的考え方

○周辺のまち並みになじむ工作物のデザインとする

- ・工作物には様々な種類がありますが、規模が大きく特徴的な形態のものが多いことから、主張しすぎず、周辺の景観になじむよう配慮するとともに、特徴をいかしてランドマークとしての役割を担えるようなデザインとします。

色彩の基本的考え方

○工作物の規模や形態、用途に応じた親しみやすい色彩とする

- ・本市では、橋、水門等の河川に関わる工作物、高架道路、道路上工作物等の道路に関わる工作物のほか、産業施設のプラント等、様々な規模や形態、用途の工作物が見られます。工作物の外観は、建築物に比べ多様であり、特異な形状をしたものも少なくありません。こうした特性を踏まえ、必要以上に存在感を顕示する派手な色彩やイメージのみにとらわれた選定は避け、親しみやすさが感じられる穏やかな色彩の選定を考えます。

○周辺の自然やまち並みに違和感なく溶け込む色彩とする

- ・荒川等の水辺では、川面や河川敷の穏やかな色彩に溶け込み、水辺の自然がより美しく引き立つ色彩を、また市街地に立地する工作物は周辺のまち並みに見られる色彩の秩序を読み取り、周辺と一体感のある色彩の選定を考えます。一方、大規模な橋等の景観の中で一定の存在感を顕示する必要がある工作物については、周辺の住民、専門家等の意見を聴きながら慎重に検討をすすめ、多くの市民に愛されるシンボルとなるような色彩の選定を考えます。

○基調とする色彩

- ・一般的な工作物は、周囲の景観に違和感なく溶け込む低彩度の色彩を基調とし、特に規模が大きく面的な広がりをもつ工作物は低明度の色彩を避け、威圧感の少ない高明度で低彩度の色彩を基調とします。

夜間照明の基本的考え方

○象徴性を演出する照明とする

- ・ランドマーク等としてライトアップを行う場合は、周囲からの視野に配慮して照明を配置し、象徴性を感じさせる夜間景観の演出を考えます。